

事務局説明資料

平成24年5月29日

金融庁総務企画局企画課
信用制度参事官室

外国銀行支店の現況

○我が国への進出状況

	平成9年3月	平成20年3月	平成24年5月7日現在
外国銀行支店	92行	64行	57行
現地法人化した 外資系銀行	—	1行	2行

(注)上記のほか、外資系信託銀行3行。

※参入国:参入外国銀行数順

【6行】韓国 【5行】アメリカ、台湾 【4行】イギリス、中国、ドイツ、フランス 【3行】オーストラリア、シンガポール

【2行】インド、オランダ、カナダ、スイス、フィリピン、ブラジル 【1行】アイルランド、イタリア、インドネシア、スペイン、タイ、パキスタン、香港

○総資産、預金、貸出金の状況

外国銀行支店の国内シェアはほぼ横ばい又は増加傾向であったが、リーマンショック以降は減少に転じている。また、外国銀行支店の総資産の主な内訳は「有価証券」(18.3%)、「本支店勘定」(18.0%)、預け金(15.3%)となっている。

(千億円)

		平成9年3月	平成20年3月	平成23年3月
総資産	国内銀行	7,466	7,752(7,687)	8,413(8,367)
	外国銀行支店	412	529(593)	309(356)
預金	国内銀行	4,711	5,545(5,492)	5,993(5,956)
	外国銀行支店	93	116(169)	50(87)
貸出金	国内銀行	4,823	4,194(4,191)	4,251(4,247)
	外国銀行支店	101	90(93)	47(51)
外国銀行支店 の国内シェア	総資産	5.2%	6.4%(7.2%)	3.6%(4.1%)
	預金	1.9%	2.1%(3.0%)	0.8%(1.5%)
	貸出金	2.1%	2.1%(2.2%)	1.1%(1.2%)

(注1)ゆうちょ銀行及び国内銀行の海外支店勘定を除く。

(注2)カッコ内の数値は現地法人化した外資系銀行を外国銀行支店に含めた数値。

(出典)「日本銀行統計」(日本銀行)等を基に作成。

外国銀行支店に対する規制(1)

1. 参入規制(免許制)

○外国銀行が日本で銀行業を営もうとするときは、主たる日本支店を設置して、「免許」を受けなければならない。

※主たる日本支店以外の支店の設置は、認可制。

2. 外国銀行支店に対する規制

○我が国における外国銀行の支店全体を一の銀行とみなし、日本における代表者を取締役とみなして、銀行法の規定を適用。

○外国銀行支店と邦銀とを同等に取り扱うことを基本。

⇒外国銀行支店の業務範囲に特段の制限なし。

○外国銀行支店の組織的特性等の事情を踏まえた規制。

⇒自己資本比率規制は、外国銀行本体及び外国銀行支店に適用。

※ただし、同規制に係る告示が定められておらず、実際には未適用。

⇒大口信用供与等規制の基準となる自己資本は、外国銀行本体の自己資本。

⇒利益準備金の積立(20億円に達するまで利益の1/10を計上)、利益準備金に相当する額の資産(国債等)の国内保有義務 等

※積立額(20億円)は、外国銀行支店の事業規模に拘らず一律の規制。

○外国銀行支店(注)に対する規制の性質等を踏まえ、一定の規制は適用除外。

⇒最低資本金の額(20億円)

※いわゆる持込資本金はなし。

⇒子会社の業務範囲

⇒議決権取得制限 等

(注)そもそも我が国の銀行については株式会社限定。

外国銀行支店に対する規制(2)

3. 預金保険制度

○外国銀行支店の預金は、預金保険制度の対象外。

○諸外国では、外国銀行支店に対しリテール預金の受入れ禁止(米、加等)、又は預金保険制度への加入を義務付け(欧州等)との扱いがある。

4. 特別清算(銀行法51条)

○外国銀行支店は、次のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

- ・外国銀行に対する銀行業の免許が取り消されたとき。
- ・銀行業の廃止、合併・会社分割による事業承継等、解散、外国銀行に対する銀行業の免許が効力を失ったとき。

※会社法では、監督官庁による外国会社の特別清算通告権が廃止されたが、BCCI東京支店の例を踏まえ銀行法に規定(銀行法51条5項)(平成17年改正)。

(参考)BCCI東京支店の特別清算

BCCI(バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナル)は、ルクセンブルクを本拠とする多国籍の外国銀行。昭和61年5月に我が国銀行法に基づく免許を受けて、東京支店を設置。不正経理等により、平成3年7月5日、本店所在地のルクセンブルク通貨監督庁から業務停止の命令を受け、BCCI東京支店も臨時休業。

大蔵省(当時)は、商法の規定に基づき、7月22日、東京地方裁判所に対し東京支店が閉鎖の状況にある等の通告を行い、同日、同裁判所は、商法431条(当時)の規定に基づく特別清算の開始を命令。

(参考)外国銀行支店に対する参入規制の沿革

○旧銀行法(昭和2年)(1927年)

本法施行地外に本店を有する銀行が本法施行地内に支店、出張所又は代理店を設け銀行業を営もうとするときは、各営業所ごとに代表者を定めて銀行業の免許を受けなければならない。

○銀行法(昭和57年)(1982年)

外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者が日本に支店又は代理店を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、当該支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店ごとに、銀行業の免許を受けなければならない。

※出張所の設置は、認可制。

○平成14年4月1日(2002年)

「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第117号)により、外国銀行支店の設置に係る都度の免許制について、2支店目以降の設置を認可制に改正。

○平成18年4月1日(2006年)

「銀行法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第106号)により、代理店による参入を禁止。

※銀行・外国銀行支店に対し、グループ内(親・子・兄弟)の外国銀行の業務の代理・媒介を解禁(平成20年12月12日)

大口信用供与等規制(1)

※以下は銀行法を例に説明したもの。

◇我が国における大口信用供与等規制の概要

銀行・グループ、銀行持株会社グループに対して、①銀行資産の危険分散、②銀行の信用の広く適切な配分、といった観点から、特定の企業・グループに対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止。

① 信用供与等の範囲

○対象は法令で限定列举

⇒貸出金、債務保証、出資、社債、CP、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額、ファイナンス・リース等

※ただし、上記のうち、公募社債、トレーディング勘定のCP、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額は、当分の間適用しないとされている。

○次のものは対象とされていない。

⇒国債(ソブリン)、インターバンク取引、金融機関預け金、オフバランス取引(コミットメント等)等

② 信用供与等の額

○オンバランス取引は、貸借対照表計上額(簿価)

※有価証券の貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額は、信用供与等の額から控除。

※自行の預金担保、担保国債等の額は、信用供与等の額から控除。

(注)オフバランス取引は、対象とされていないため定めがない。

大口信用供与等規制(2)

③ 信用供与等の限度額(自己資本の額に対する割合)

		受信サイド		銀行主要株主	
		単体	グループ	単体	グループ
与信 サイド	銀行(単体)	25%	40%	15%	25%
	銀行(グループ)	25%	40%	15%	25%

※「自己資本の額」とは、自己資本比率規制における自己資本の額(Tier1+Tier2)に、次の調整をした額

- ・その他有価証券について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%に相当する額を含めない。
- ・連結自己資本比率における連結自己資本に関連会社(持分法適用会社)の単独の自己資本をそのまま加算する。

④ 与信側グループの合算範囲

銀行及びその連結子会社、関連会社(持分法適用会社)

⑤ 受信側グループの合算範囲

受信者及びその議決権50%超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社(兄弟会社)等

※欧州では、議決権による支配関係のほか、実質的な支配関係や経済的な相互関係性に基づき判断

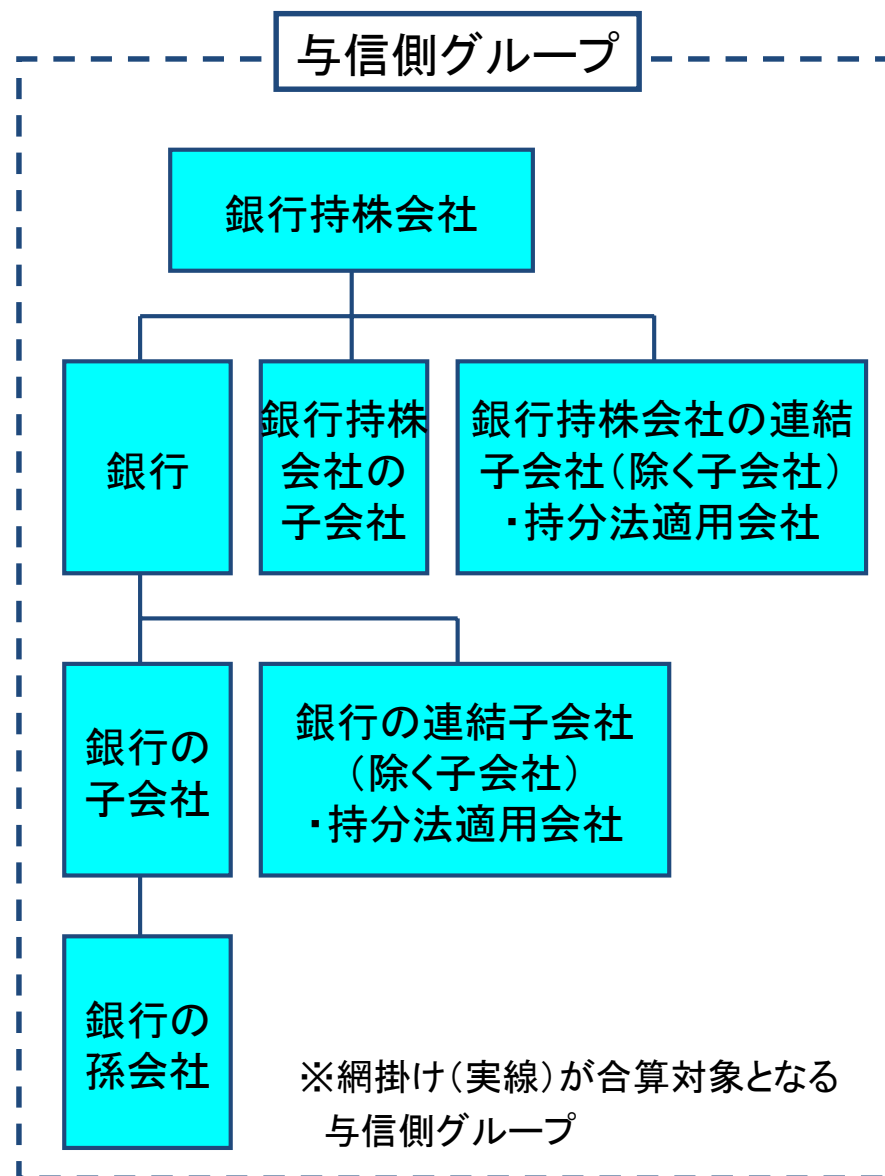
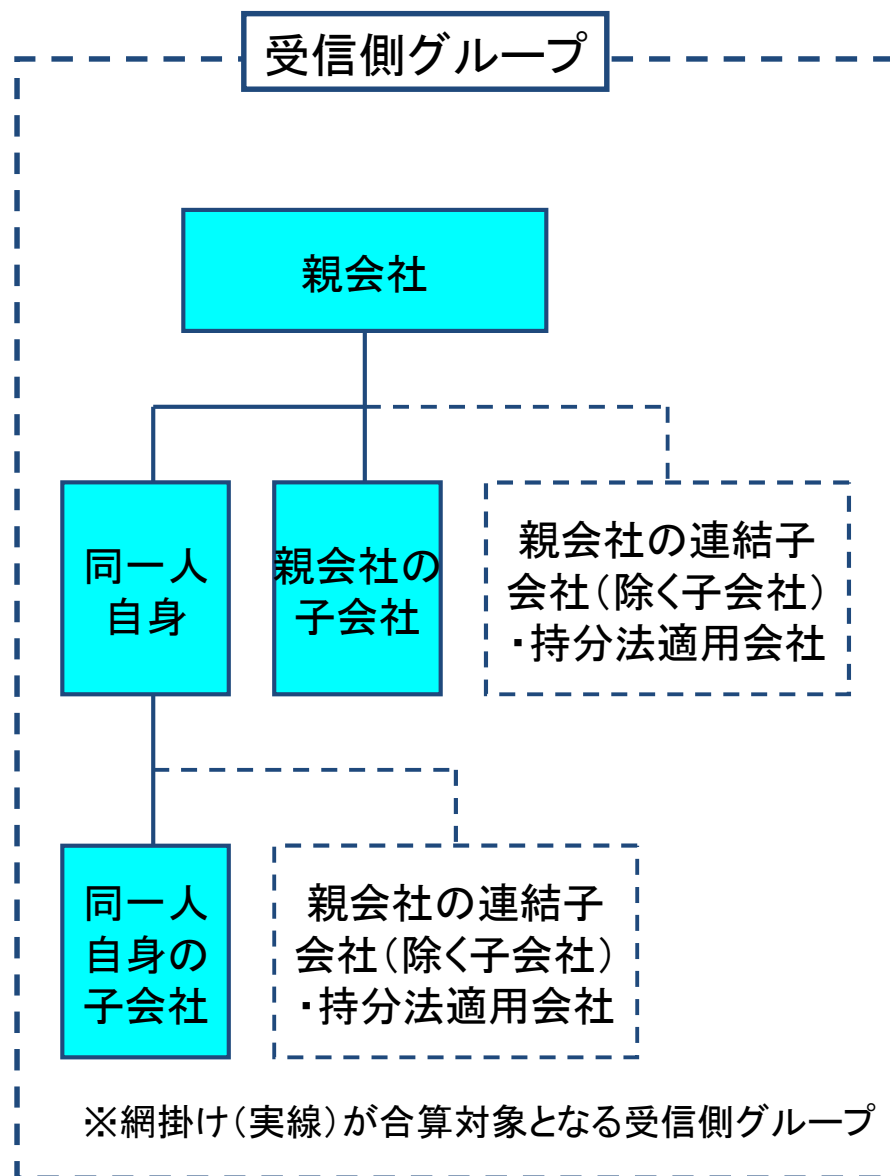
⑥ やむを得ない理由

受信者の合併等のやむを得ない理由(法定)があるとして承認を受けた場合は、適用除外

(注)銀行持株会社に対する大口信用供与等規制

銀行持株会社(グループのみ)に対する大口信用供与等規制は、基本的には銀行(グループ)に対する規制と同様。ただし、銀行持株会社が行うグループ会社への出資の額は、信用供与等の範囲から除外。

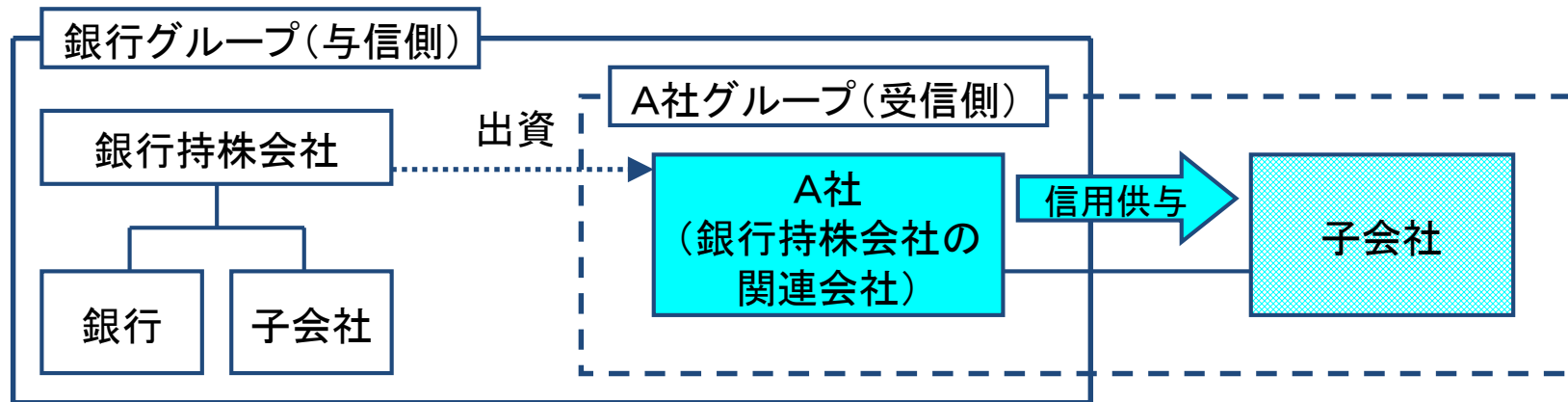
受信側・与信側グループの範囲



大口信用供与等規制の課題(1)

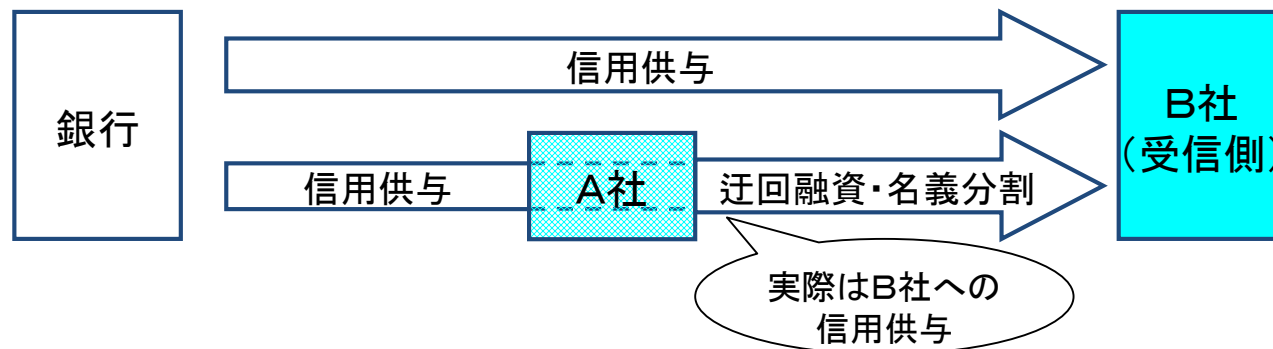
○ 出資のケース

銀行持株会社がグループ外であるA社に出資し、関連会社とした場合、それまで制限なく行っていたA社からその子会社に対する信用供与は、大口信用供与等規制の対象となり制限される。このため、銀行グループの再編に支障を及ぼすおそれがある。



○ 潜脱のケース

A社とB社の間には、出資関係はないが、人事・取引等においては緊密な関係にある。大口信用供与等規制において、A社はB社の(受信側)グループ外であるため、A社を介した迂回融資・名義分割が行われた場合は、規制から逃れられることとなる。

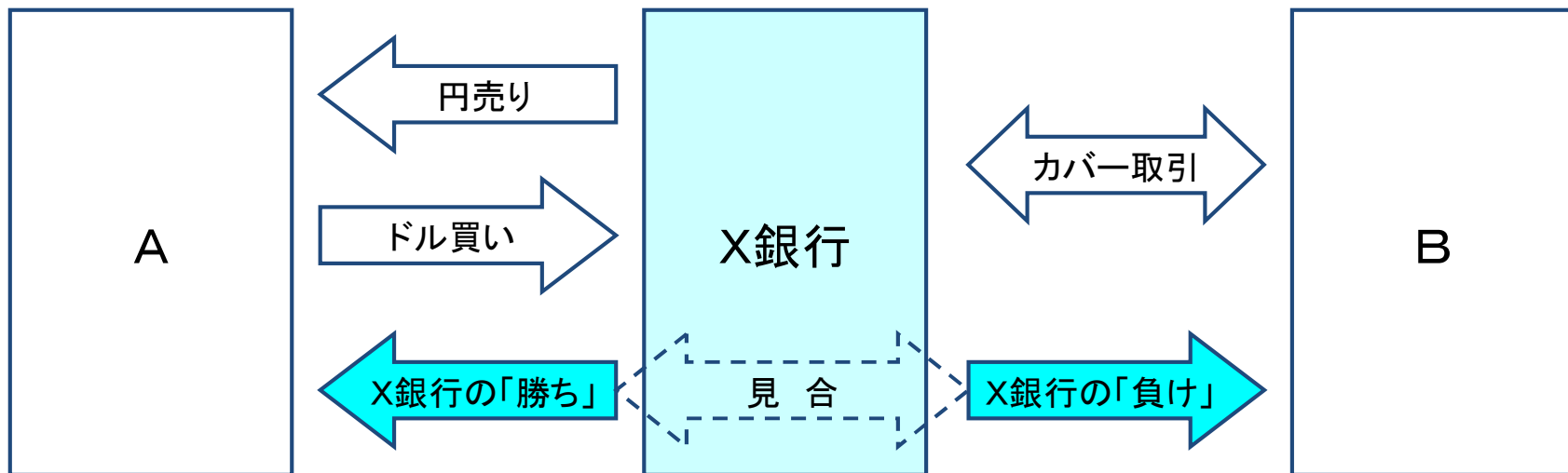


大口信用供与等規制の課題(2)

○ 通貨先物取引のケース

X銀行は、Aとの間で円売りドル買いの通貨先物取引を行っている。また、X銀行は、当該取引のカバー取引をBとの間で行っている。

この場合、円安ドル高の局面においては、X銀行はAとの間で「勝ち」ポジションとなる。一方、Bとの間では「負け」ポジションとなる。



仮に、上記の状況で、Aが破綻した場合、X銀行の「勝ち分」は実現しないこととなる。他方、Bとの間の「負け分」は引き続き残存することとなる。

⇒取引規模によっては、銀行に多額の支払い義務のみが残るおそれ。

(参考)大口信用供与等規制の沿革(1)

○銀行条例(明治23年)(1890年)

銀行の1債務者に対する貸出金は、資本金の10%以内に制限(明治28年廃止)。

○旧銀行法(昭和2年)(1927年)

明文の規制なし(旧銀行法制定に先立った大正15年の金融制度調査会における大口融資規制の是非の検討の結果、法律によって規制せず、行政指導に委ねることが適当とされた)。

○昭和49年12月(1974年)

金融制度調査会答申「大口融資規制に関する答申」(昭和49年11月)を踏まえ、通達により、銀行の1債務者に対する貸出金の合計は、自己資本(資本金+準備金)の20%以内に制限。

○銀行法(昭和57年4月)(1982年)

金融制度調査会答申「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」(昭和54年6月)を踏まえ、通達による規制に代えて、旧銀行法の全面改正に当たり、銀行(単体)の債務者(単体・グループ)に対する大口信用供与規制を法制化。具体的には、銀行(単体)の債務者(単体・グループ)に対する貸出金は、自己資本(資本金+準備金)の20%以内に制限。※債務者(グループ)の範囲は法定されず。

○昭和61年5月(1986年)

通達改正により、次のとおり付加(昭和62年度から適用)。

与信側	受信側	信用供与の範囲	信用供与限度額
銀行単体	受信者単体	貸出金+債務保証	自己資本の30%
銀行単体	受信者+受信者の関連子会社	貸出金+債務保証	自己資本の40%

※「自己資本」とは、資本金及び準備金をいう。

※「関連子会社」とは、子会社のうち、①親会社への売上高等が親会社の総仕入高等の10%以上、②総資産額が親会社の総資産額の10%以上、③資本の額が親会社の資本の額の10%以上、のいずれかに該当するもの。

(参考)大口信用供与等規制の沿革(2)

○平成5年4月(1993年)

金融制度調査会答申「新しい金融制度について」(平成3年6月)を踏まえた「金融制度及び証券制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」(金融制度改革法。平成4年法律第87号)により、銀行(単体・グループ)の債務者(単体・グループ)に対する大口信用供与規制を法制化。具体的には、「銀行+子銀行」の債務者(単体)に対する貸出金は、「合算自己資本—子銀行株式の取得価額」の20%以内に制限。※債務者(グループ)の範囲は法定されず。

○平成5年(1993年)

通達改正により、次のとおり付加。

与信側	受信側	信用供与の範囲	信用供与限度額
銀行単体+子銀行	受信者単体	貸出金+債務保証	(合算自己資本—子銀行株式の取得価額)の30%
銀行単体+子銀行	受信者+受信者の関連子会社	貸出金+債務保証	(合算自己資本—子銀行株式の取得価額)の40%

○平成9年12月(1997年)

独占禁止法における持株会社の解禁を受け、「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」(平成9年法律第120号)による銀行法改正により、銀行持株会社グループに対する連結ベースの大口信用供与等規制を法制化。具体的には、銀行持株会社(グループ)の受信側(単体、グループ)に対する信用供与(貸出金、信用保証)は、自己資本(資本金+準備金)の20%以内に制限。

○平成10年12月(1998年)

金融制度調査会「銀行グループのリスク管理等に関する懇談会報告書」(平成10年1月)を踏まえ、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」(金融システム改革法。平成10年法律第107号)による銀行法改正により、銀行(単体、グループ)、受信側(単体、グループ)に係る規制の整備、信用供与等の範囲の拡大、自己資本の基準を自己資本比率規制の自己資本に変更。

○平成14年4月(2002年)

金融審議会第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」(平成12年12月)を踏まえ、「銀行法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第177号)による銀行法改正により、銀行主要株主に対する大口信用供与等規制の導入。具体的には、信用供与限度額は、銀行主要株主の単体は15%以内、グループは25%以内に制限。

金融規制を巡る国際的な議論(1)

リーマンショック(2008年9月)の危機の経験を踏まえ、G20首脳会合、バーゼル銀行監督委員会、FSB(金融安定理事会)などにおいて金融危機を防止するための国際的な金融規制改革について議論。

国際的な金融規制改革の主な課題

(1) 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性規制(バーゼルⅢ)

自己資本比率規制の見直し、定量的な流動性規制の導入

(2) 大口信用供与等規制

より効果的かつより国際的に一貫した規制の策定

(3) システム上重要な金融機関

G-SIFIs(グローバルなシステム上重要な金融機関)に対する資本上乘せ規制、実効的な破綻処理の枠組みに関する国際基準、監督の密度と実効性の確保

(4) 店頭デリバティブ市場改革

適当な場合における取引所又は電子取引基盤を通じた取引、中央清算機関を通じた決済、取引情報蓄積機関への報告 等

金融規制を巡る国際的な議論(2)

バーゼル銀行監督委員会による大口エクスポージャー規制を巡る国際的な議論

○ 1997年9月

「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」(バーゼル・コア・プリンシプル)を発表。※原則10: 大口エクスポージャー規制

○ 1999年10月

「バーゼル・コア・プリンシプル」における個々のプリンシプルの遵守状況を評価するためのガイダンスとして「コア・プリンシプル・メソドロジー」を発表。

○ 2006年10月

「バーゼル・コア・プリンシプル」及び「コア・プリンシプル・メソドロジー」を改定。

現在、バーゼル銀行監督委員会は、大口エクスポージャー部会を設置して、銀行による信用リスクの集中に対処するための、より効果的かつより国際的に一貫した規制の策定を目指して、新しい大口信用供与等規制について議論を行っている。

バーゼル銀行監督委員会「コア・プリンシプル・メソドロジー」(抜粋)

原則10: 大口エクスポージャー規制

監督当局は、ポートフォリオ内の集中を経営陣が認識し、管理することが可能となるような方針及びプロセスを銀行が有していることを確認しなければならず、単一のカウンターパーティーあるいは関連のあるカウンターパーティー・グループに対する銀行のエクスポージャーを制限する健全性維持のための上限を設定しなければならない。

(注)関連のあるカウンターパーティーには、財務上のつながり、所有者や経営陣が共通することによるつながり、あるいはそれらの組み合わせによるつながりのある自然人および会社グループが含まれる。

必須基準

1. 法律又は規則により、「関連のあるカウンターパーティー・グループ」がリスク・エクスポージャーの実態を反映するかたちで明確に定義されているか、もしくは監督当局に定義する権限が与えられている。監督当局は、当該定義をケース・バイ・ケースで適用するための裁量を行使できる。
2. 法律、規則又は監督当局は、単一のカウンターパーティーもしくは関連のあるカウンターパーティー・グループに対する大口エクスポージャーに関する健全な限度を設定している。「エクスポージャー」には、オン・バランス及びオフ・バランスの全ての債権及び取引が含まれる。監督当局は、上級管理職がこれらの限度を監視していること、及び単体ベースでも連結ベースでも限度が超過されていないことを確認する。

3. 監督当局は、銀行が、個別のカウンターパーティー及び関連のあるカウンターパーティー・グループに対するエクスポージャーを適時に識別し、合計することを可能にする経営情報システムを有することを確認する。
4. 監督当局は、リスク管理に関する銀行の方針及びプロセスにおいて、与信の集中に関する許容限度が定められ、全ての大きな集中を定期的にレビューのうえ取締役会に報告することが義務付けられていることを確認する。
5. 監督当局は、セクター別、地域別及び通貨別エクスポージャーを含め、銀行のポートフォリオ内の集中をレビューできる情報を定期的に入手する。集中が大きなりスクをもたらしているとみられる場合、監督当局は銀行に対し是正措置を採ることを求める権限を有する。

補足基準

1. 銀行は、以下の定義を遵守することを求められる。
 - ・ 銀行の自己資本の10パーセントないしそれ以上を、大口エクスポージャーと定義する。
 - ・ 銀行の自己資本の25パーセントを、民間セクターにおける銀行以外のカウンターパーティーあるいは関連のあるカウンターパーティー・グループに対する個別の大口エクスポージャーの上限とする。

これらの上限からの僅かな逸脱は、特に明らかに一時的なものである場合、あるいは非常に小規模な銀行又は専門化した銀行の場合は、容認され得る。

金融規制を巡る国際的な議論(3)

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(FSB)

先般の金融危機を踏まえ、金融機関が万一破綻にいたるような場合においても、秩序ある処理を可能とする枠組みを整備するため、FSB(金融安定理事会)において「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」が策定された(2011.10)。

① 目的

以下を確保しながら、金融機関を破綻処理することを可能とする

- 深刻な金融システムの混乱回避
- 納税者負担の回避
- 株主や担保で保護されない債権者に損失を吸収させることを可能とするメカニズムを通じた重要な経済的機能の確保

② 対象となる金融機関

「主要な特性」を備えた破綻処理制度は、(外国金融機関支店を含む)あらゆるシステム上重要な金融機関に対し適用されるべき

③ 当局の権限

破綻処理を行う当局は、以下を行う権限を含む、広範な権限を有するべき

- 経営陣の選解任、破綻金融機関を管理する者の任命
- 破綻金融機関の財産の管理処分(契約の解除・資産の売却等)
- ブリッジ金融機関の設立
- ベイルイン(無担保債権のカット又は株式化)の実行 等

- ④ **早期解約条項の発動の停止**
破綻処理を行う当局は、デリバティブ契約等の早期解約条項の発動を一時的に（例えば、2営業日以内）停止する権限を有すべき

- ⑤ **破綻処理のための基金**
 - 秩序だった破綻処理のためになされる一時的な資金提供のコストを賄うため、民間資金で賄われる預金保険、破綻処理基金、又は業界から事後徴収するメカニズムが設けられるべき
 - 当局による一時的な資金供給は、モラルハザードを防止するため、厳格な要件の下でなされるべき

- ⑥ **クロスボーダーの協力のための法的枠組み**
破綻処理を行う当局は、他国の当局と協調しながら破綻処理を行う権限を有すべき（本国破綻処理との関係）

- ⑦ **グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について再建・破綻処理計画を策定**

- ⑧ **G-SIFIs毎の破綻処理の実行可能性の評価 等**

我が国金融業の中長期的な在り方について

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」について

○ 平成23年3月、大臣より諮問。

「我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等について検討」

○ 平成23年6月、金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」設置。計14回の会合を開催。

我が国金融業が、中長期的に、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていくために、以下の論点を検討。

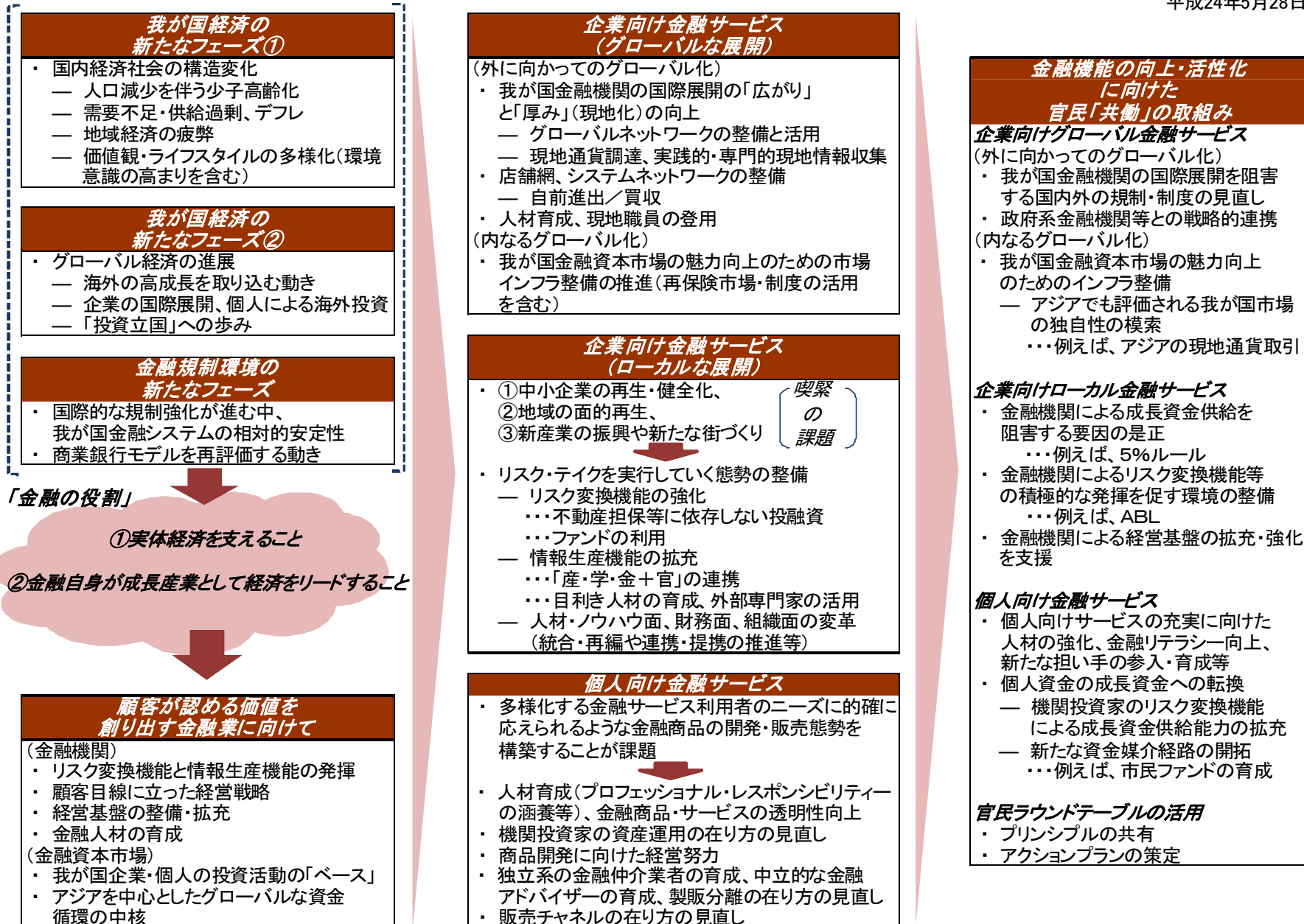
- － 我が国における金融業の国際競争力の強化
- － 地域経済における金融機能の向上
- － 国民のニーズに合った金融サービスの提供

○ 平成24年5月28日、報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」を取りまとめた。

同報告書は、我が国金融業が直面する現状を踏まえ、その中長期的な在り方の展望を中間的に取りまとめたものとの位置づけ。

「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」の概要図

平成24年5月28日



報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について(現状と展望)」の抜粋

第3章 政府の役割

1. 企業向け金融サービスの発展のために求められる政府の役割

(1) 企業向け金融サービスのグローバルな展開

(外に向かったグローバル化)

- ① 我が国金融機関の国際展開は国内外の規制・制度により影響を受ける。金融機関が国際展開を進める際、海外市場において民間では対応困難な問題に直面し、国際展開が妨げられることがあり、金融当局等による支援が有効な場合がある。金融当局は、金融機関とともに、国際的な情報収集を行いつつ、現地当局に対し、障害となっている規制の改革を働きかけていく必要がある。…(中略)…

他方、国内の金融規制の制度や運用が、外国の規制との兼ね合いで海外展開の妨げとなる場合もあり得る。当該国内規制の目的と効果を十分勘案し、必要に応じ、その見直しが検討されるべきである。

(2) 企業向け金融サービスのローカルな展開

金融機関がその機能を発揮し、産業の再生・再編を支え、新産業育成を支援していくためには、人材・ノウハウ面、財務面、組織面そして企業風土面などにおける課題がある。他方、金融当局には、金融機関が機能発揮をする際に障害となる規制等を除去し、機能発揮を促す環境を整備していくことが求められる。

- ① 金融機関がリスク変換機能等を発揮して成長資金を供給しようとする際に障害となる制度上・運用上の要因があれば、金融当局は、その是正に向けた対応策を検討する必要がある。

(イ) 金融機関の財務の健全性等確保を目的とした法令またはガイドライン等に基づく諸規制がリスク変換機能発揮に対し過度の抑制効果を働かせていないか、再点検も必要であろう。

例えば、金融機関が事業再生局面にある中小企業等に出資する場合、議決権の取得に関するいわゆる「5%ルール」があるため、企業が少額の出資しか得られないことがあり得る。同ルールを緩和することが、地域金融の向上に資する場合もあり得よう。健全性維持等の政策目的を踏まえつつ、同ルールを緩和する場合の程度や条件などについて更に議論を深めていくことが考えられる。

また、例えば、リスク変換機能の発揮という観点からは、金融機関のリスク管理態勢構築に関しても、投融資先企業の過去の実績に焦点を当てたバックワード・ルッキングなリスク分析にとどまっているのでは不十分である。その企業さらにはその地域全体の将来的な成長可能性や事業リスクをフォーワード・ルッキングに多面的・総合的に捉えていく視点が重要となる。金融当局においても、金融機関によってそのような態勢作りが進められるよう、適切な環境を整備していくことが求められる。

② 金融機関のリスク変換機能や情報生産機能の積極的な発揮を促すような環境整備も必要である。

(イ) (略)

(ロ) 不動産担保等に依存しないリスク・テイク手法の増強も重要である。ABL については、対抗要件に関する法的脆弱性や動産の資産価値測定におけるコスト高といった問題の解決に向けて、外部専門家の助言、業界団体を通じたノウハウの共有を促すことや制度面の改善等を図っていくことが有効であろう。また、電子債権の普及を金融当局として積極的に後押ししていくことも重要であろう。さらに、DDS 等の活用を含め、擬似エクイティ等の資金供給の手法を多様化していく必要がある。

2. 個人向け金融サービスの発展のために求められる政府の役割

(1) 顧客目線に立った金融商品・サービスの提供

個人向け金融サービスにおいて金融業に求められている役割は、資金運用者そして生活者としての個人の多様化するニーズに対し、よりきめ細かく対応するとともに、そのリスク変換機能を発揮して、個人の金融資産を成長資金へと変換し、我が国経済の成長へとつなげていくことにある。そのためには、担い手たる金融仲介業者の一層の機能発揮が必要であり、新たな担い手の参入も望まれる。金融当局は、こうした機能発揮に向けた環境整備を行っていく必要がある。

①

(略)

(二) 生活者としての個人に対する金融サービスの向上も、官民が「共働」して取り組むべき課題である。人口減少・少子高齢化、地域経済の構造変化等を踏まえると、銀行、保険、信託、消費者ローン、決済サービスなど多様な金融サービス業が、今後、変容を迫られよう。金融当局としても、金融機関が、変化に応じて柔軟に新たなサービスを開発し提供できるような環境の整備を進めるべきである。その際、金融の公共性という観点から、地域における金融サービスの確保にも留意する必要がある。